

# 高知県自転車活用推進計画

令和2年3月

## 1. 総論

### (1) 高知県自転車活用推進計画の位置付け

高知県では、これまで自転車道の整備等に関する法律（昭和45年法律第16号）に基づき、自転車の利用増大や心身の健全な発展に資することなどを目的に、県道高知安芸自転車道線と県道中村大方自転車道線の整備を行い、現在約25kmを供用しています。

また、高知県産業振興計画及び高知県スポーツ推進計画にサイクリングツーリズムを位置付け、県推奨の「ぐるっと高知サイクリングロード」を国内外にPRするとともに環境整備を進めるなど、サイクリングによる地域活性化に向けた取組を進めているところです。

交通事故抑制に関しては、これまでも「高知県交通安全計画」などに基づいて様々な取組を推進しているほか、平成31年4月1日に施行された「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の安全で適正な利用を推進することにより、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して取り組んでいます。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、平成29年5月1日に自転車活用推進法（平成28年法律第113号。以下、「法」という。）が施行され、平成30年6月8日には法第9条に基づき、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画として、「自転車活用推進計画」が閣議決定されました。

「高知県自転車活用推進計画」（以下、「本計画」という。）は、法第10条に基づいて、本県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画として定めるものです。

### (2) 計画期間

計画期間は「概ね5年」としますが、令和2年度に改訂される国の自転車活用推進計画の内容を踏まえ、見直すこととします。

### (3) 高知県における自転車を巡る現状と課題

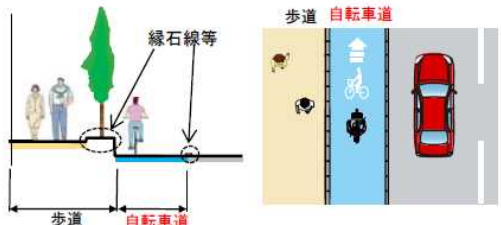
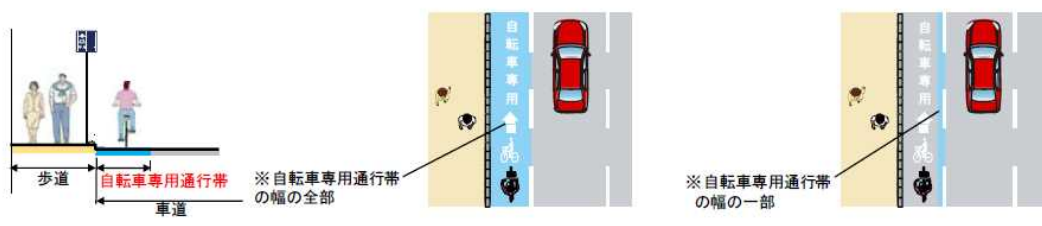
#### 1) 自転車利用環境の整備

##### 【現状】

自転車の利用促進を図るためには、自転車の利用環境を整えることが重要ですが、これまで本県では歩行者と自転車が分離された自転車本来の通行空間の整備は行われていませんでした。

そうした中で、安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示す「自転車ネットワーク計画」や市町村版の自転車活用推進計画の策定など、自転車の利用環境の整備に向けた取組が始まっています。

##### ○自転車通行空間の整備形態イメージ

整備形態	【整備イメージ】
自転車道	 <p>緑石線等</p> <p>歩道 自転車道</p>
自転車専用通行帯	 <p>歩道 自転車専用通行帯 車道</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の全部</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の一部</p>
自転車と自動車を混在通行とする道路(車道混在)	<p>(1) 歩道のある道路における対策</p> <p>(2) 歩道のない道路における対策</p> <p>ピクトグラム等を設置</p> <p>【路肩・停車帯内の対策】</p> <p>【車線内の対策】</p> <p>※矢羽根型路面表示は外側線の下に重複させることができる</p> <p>歩道 車道</p> <p>歩道 車道</p> <p>歩道 車道</p> <p>歩道 車道</p> <p>路側帯 車道</p>

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン  
(平成28年7月 国土交通省道路局 警察庁交通局)

##### 【課題】

- ・安全で快適な自転車利用環境の整備

## 2) 観光、健康増進

### 【現状】

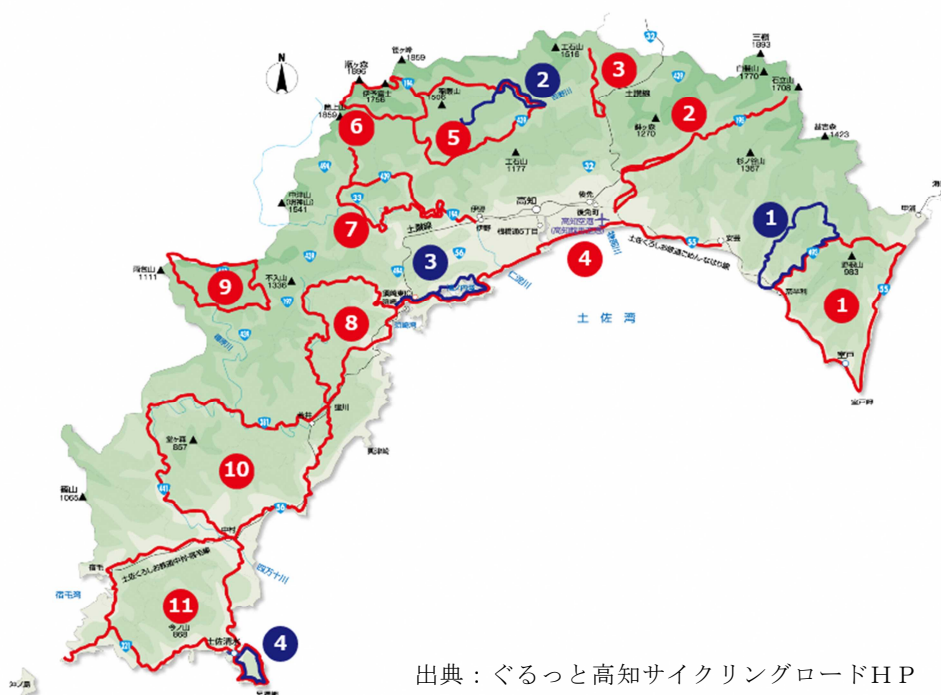
サイクリングツーリズムに関しては、本県の強みである豊かな自然環境を活かし、誰もが楽しむことができる県推奨のサイクリングコース（愛称：ぐるっと高知サイクリングロード）を平成28年10月に設定し、国内外に向けてPRするとともに、サイクルオアシスなどの環境整備を進めているところです。

また、県内各地でサイクリングイベントが開催されています。

さらに、サイクリングアイランド四国の実現に向け、平成29年3月に公表された四国一周サイクリングルート of 環境整備やプロモーション活動等を、四国4県が連携して取り組んでいます。

健康増進に関しては、自転車は適正な運動強度を維持しやすく脂肪燃焼等に効果的であり、生活習慣病の予防が期待できるほか、年齢を重ねた時の歩ける身体づくりに資するものであることが、国の自転車活用推進計画で示されています。

○ぐるっと高知サイクリングロード コース図（上級11コース、中級4コース）



出典：ぐるっと高知サイクリングロードHP

### 【課題】

- ・サイクリング環境のさらなる改善
- ・日常生活における自転車利用の促進

### 3) 道路交通の安全

#### 【現状】

本県の自転車が関係する平成30年中の交通事故件数は315件で、年々減少傾向にある中で、交通事故全体に占める自転車事故の割合は約2割で推移しています。

また、自転車事故の8～9割に、自転車利用者側にも何らかの違反が認められています。

本県では、こうした事故の抑制や自転車の安全で適正な利用の促進に向けて、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例や、高知県交通安全計画に基づいて、県をはじめ関係行政機関、民間団体等が相互に連携を図りながら、取組を進めています。

#### ○高知県の自転車利用者による交通事故の発生推移

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件数	499	442	376	324	315
死者	8	6	9	6	7
負傷者	484	426	362	308	304

#### ○高知県の年齢層別自転車事故発生状況（平成30年中）

年齢層 項目	子供			高校生	高齢者	その他	合計
	未就学児	小学生	中学生				
件数	0	17	22	55	79	147	320
死者	0	0	1	1	4	1	7
負傷者	0	17	21	53	74	139	304

注：年齢層の件数については、それぞれに関係したものを計上しています。

#### 【課題】

- ・自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上
- ・自転車利用に関する安全意識の醸成

## 2. 自転車の活用の推進に関する目標と施策

本県の自転車を取り巻く現状や課題、国の自転車活用推進法等を踏まえ、以下の3つの目標を定めるとともに、これらの目標達成に向けた施策を推進します。

### 目標1 自転車に係る利用環境の整備

(推進する施策)

- 市町村に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月19日道路局長・交通局長通知）」の周知を図るとともに、自転車ネットワーク計画の策定を促し、策定された計画に基づく自転車通行空間の整備を推進します。
- 自転車ネットワーク計画や沿道の利用状況に応じて、路外・路上駐輪場の整備や荷捌き車両の駐停車空間の確保を促進します。
- 公共交通の利便性向上により、サイクルアンドライドを促進します。
- 災害時における被災情報の把握等のため、庁舎や防災拠点等に自転車の配備を推進します。
- 自転車のIoT化について、国や他県の取組を情報収集し、本県での取組について研究します。

### 目標2 サイクリングを活用した観光振興、健康長寿社会の実現

(推進する施策)

- 国内外で開催されるサイクリングイベントへの出展等により、県推奨サイクリングコース及び四国一周サイクリングコースのプロモーションを強化します。
- 海外の旅行事業者を招へいた県内視察の受入れなど、インバウンドの取組を推進します。
- 県域をまたぐサイクリングイベントを開催するとともに、大規模大会を誘致するなど、本県の豊かな自然環境を生かしたイベント活動を推進します。
- 市町村等が実施するサイクリングイベントを支援します。
- 幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進します。
- バイクビズやサイクルアンドライドなど、日常生活における自転車利用を促進します。

### 目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

(推進する施策)

- 交通規制や物理的デバイス等による生活道路における自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る対策により、安全な自転車通行空間の確保を推進します。
- 自転車通行の安全性を向上させるため、周辺の交通実態を踏まえた駐車禁止等の交通規制を実施します。
- 自転車利用者の法令違反に対する指導・取締りを実施するとともに、自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す者に対する教育を推進します。
- 「自転車安全利用五則」の活用、運転中の携帯電話使用や無灯火運転の禁止の徹底など、自転車の正しい乗り方に関する広報啓発を強化します。
- 自転車の安全利用とマナー向上を図るため、自転車交通安全教育を行うとともに、自転車安全教室の開催を一層推進します。
- 自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運の醸成に取り組みます。
- 自転車の視認性を向上するため、灯火の取付の徹底と反射器材等の普及を促進します。
- 関係事業者の協力を得ながら、損害賠償責任保険等への加入を促進します。
- 児童等が自転車を利用する際の乗車用ヘルメット着用、高齢者の自転車の安全で適正な利用を促進します。

### 3. その他

#### (1) 関係者の連携・協力

本計画に位置づけた目標を達成するため、関係者（庁内各課、県警察本部、教育委員会、市町村、民間団体等）が連携して施策を推進します。

#### (2) 計画の見直し

計画期末までに、施策の効果に関する検証を行うとともに、社会情勢の変化や国の推進計画の内容を踏まえて内容を見直すこととします。